

令和2年 第10回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 30

会議日程・付議事件

会議日時 令和2年6月18日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	報告第13号	専決報告について(令和2年度一般会計補正予算 (第3回)について)	
5	報告第14号	専決報告について(社会教育委員の委嘱について)	
6	報告第15号	専決報告について(川西市立幼稚園規則及び川西市 立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関 する規則の一部を改正する規則の制定について)	
7	報告第16号	専決報告について(川西市留守家庭児童育成クラブ の設置及び管理に関する条例施行規則及び川西市立 幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則 の制定について)	
8		諸報告	

出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 服 部 保
(教育長職務代理者)

委 員 坂 本 かおり

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	大 西	ゆかり
こ ども 未 来 部 長	中 西	哲
教 育 推 進 部 副 部 長	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長（学校教育担当）	山 戸	正 啓
教育推進部参事（社会教育課担当）	釜 本	雅 之
こ ども 未 来 部 副 部 長	岡 本	敬 子
こども未来部参事（幼児教育保育課担当）	喜多川	昌 之
教 育 総 務 課 長	岸 本	典 子
学 校 教 育 課 長	高 橋	忠 大
教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	岡 坂	憲 一
社会教育課長（生涯学習・文化財担当）	田 中	肇
中 央 図 書 館 長	藤 本	昭 彦
川 西 公 民 館 長	藤 井	恵 子
こ ども 支 援 課 長	村 山	尚 子
幼 児 教 育 保 育 課 長	増 田	善 則
こども・若者ステーション所長兼 青 少 年 セ ン タ ー 所 長	木 山	道 夫

議事録作成者

教 育 総 務 課 課 長 補 佐 福 美 江津子

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 13	専決報告について（令和2年度一般会計補正予算（第3回）について）	2.6.18	2.6.18	承 認
報告 14	専決報告について（社会教育委員の委嘱について）	2.6.18	2.6.18	承 認
報告 15	専決報告について（川西市立幼稚園規則及び川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について）	2.6.18	2.6.18	承 認
報告 16	専決報告について（川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について）	2.6.18	2.6.18	承 認

[開会 午後2時00分]

石田教育長 それでは、只今より、令和2年第10回川西市教育委員会(定例会)を開会いたします。

石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長
(岸本) 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、森下中央図書館担当参事が欠席でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

石田教育長 3密を避けるために、課長級については3階の事務局でZoomによって参加するという形をお願いします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、治部委員、佐々木委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

石田教育長 ここで一旦休憩します。

(休憩 午後2時01分、再開 午後2時07分)

石田教育長 それでは、再開します。

石田教育長 日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第8回定例会の議事録の写しをお手元に配付しています。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長
(岸本) それではまず、第8回定例会の議事録につきましてご説明申し上げます。
1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等の審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただ

きました経過等につきまして調製させていただいております。また、第9回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。

最後に署名委員の署名ということで、第8回定例会については服部委員、坂本委員に、第9回臨時会については坂本委員、治部委員にご署名をお願いしております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第8回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長 (大西) それでは、教育推進部から1点目、「6月市議会一般質問」についてご報告申し上げます。

市議会におかれましては、新型コロナウイルス対策に市を挙げて取り組む職員への配慮を継続し、6月市議会の一般質問は、発言者を会派、無所属議員を含めて各会派1人に限定して実施されました。これにより、6月11日に4人の議員がご質問に立たれ、うち3人の議員から教育推進部の所管事業についてのご質問がございました。

質疑事項といたしましては、「廃止された『在日外国人学校就学支援事業』のリニューアル、再事業化することについて」、「緊急事態宣言による教育委員会の小・中学校における対応状況について」、「ポストコロナの観点で計画を見直すことについて」、「教育現場で抜本的な感染対策を構築することについて」となっております。いろいろな観点からご質問、ご提案をいただき、今後、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、2点目といたしまして、「学校再開について」ご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組の長期化を見据えつつ、児童生徒の学ぶ権利を保障することや、安全にかつ速やかに学校教育の通常運営を目指すため、5つの段階を設け、取り組んでいます。

まず、学校再開に向けた準備期間として、5月最終週は登校可能日を設定いたしました。6月からは、学校生活における保健安全指導周知期間として、まず2週間、2つのグループに分け、分散登校を実施しました。小学校は隔日で登校させ午前中の授業、中学校は午前、午後の時間で分散させ、毎日登校をいたしました。

今週は、通常の数による保健安全指導周知期間として、学級単位で学習を再開し、午前中の授業を行っております。

来週は、給食やお弁当など喫食を伴う保健安全指導周知期間として、授業は午前中、その後昼食を学校で取り、下校します。小学校は、最初の4日間は個包装のできる簡易給食で実施します。また、中学校は部活動を再開いたします。

6月29日から通常運営における保健安全指導として、通常どおりの時程となります。

再開に当たっては、3つの密の重なりを避ける工夫、教室の換気の徹底、マスクの着用を含む咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒の励行、教師による毎日の消毒を行っております。また、長期の休業やコロナ禍の不安などを持っている児童生徒もいることが考えられるため、アンケートや教育相談をするなど、心のケアにも努めています。

再開後の子どもたちの様子ですが、先週までの分散登校期間においては、新しい学級での緊張感や学級の人数が少ないこともあるからか、おとなしいといえますが、落ち着いた感じで学校生活を過ごしていたようです。今週になって学級のメンバーがそろい、新しい学級にも慣れ、会話も増え、活気が出てきていると学校から報告を受けております。

「学校再開について」のご報告は以上です。

なお、留守家庭児童育成クラブにつきましては、現在開所しておりますが、3密を防ぐため自粛を要請しております。今週については、出席率は公立、民間を合わせて現在平均52%程度となっております。

なお、育成料については、引き続き7月も月割りといたします。

教育推進部からの報告は以上です。

こども未来部長 続きます。こども未来部から「市立保育園・保育所・認定こども園の

(中西)

通常運営に向けた取組」につきましてご報告いたします。

市立園所におきましても、学校と同様に、通常運営に向けて段階を踏んで保育を実施しているところでございます。

5月25日から30日までは、保育準備期間として、慣らし保育のお子さんを中心に受入れを行いました。6月に開園所し、20日までの3週間は、幼稚園と認定こども園の1号認定のお子さんは分散登園を行い、給食や弁当は設けずに午前中に降園することとしています。

6月22日から27日までの1週間は、分散登園を継続しながら給食と弁当日を再開し、喫食時の感染防止策や指導を行い、6月29日から通常運営に移行する予定としております。なお、保育所、認定こども園の2号、3号認定のお子さんについては、6月1日の開園所後においても可能な方には自宅保育の協力をお願いしております。

園所の状況でございます。認定こども園は5月29日に、幼稚園は6月2日に入園式を実施いたしました。感染防止のため、消毒液の設置や部屋の換気、親子が一緒になり間隔を空けて座るなどの対策を講じ、規模を縮小して行いました。出席状況は幼稚園は96%、認定こども園は93%で、参加されたお子さんと保護者の皆さんが記念撮影をされるなど、入園を喜んでおられる姿が見られました。

6月の登園所の状況は、幼稚園と認定こども園の1号認定児童は9割以上、保育所と認定こども園の2号、3号認定児童は7割から8割程度の出席率となっております。

分散登園については、幼稚園は年齢別、こども園はクラス別を基本として1日置きに登園としており、感染対策やお子さんの保育、保護者への連絡をきめ細やかに行っております。

子どもたちは登園所を心待ちにしていた様子で、当初心配しておりました不安定な状況ではなく、園所での生活にスムーズになじんでおります。保育所、こども園の2号、3号認定の子どもたちも落ち着いた様子で過ごしておりますが、登園所の人数が増えていくことに戸惑っているお子さんも見られますので、今後におきましても、丁寧に子どもたちの様子を見ながら保育を行っていきたいと考えております。

なお、6月29日からは通常運営に移行することとなりますが、7月の1か月間は経過措置として、引き続き休園所を希望される方については、保育料や給食費の減額を継続したいと考えております。

報告は以上でございます。

教育推進部長

続きまして、事務状況報告の3点目、5月分の教育委員の活動について

(大西)

ご報告いたします。

5月におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、特に顕著な活動はございませんが、引き続き週に1回、Zoomを活用したウェブ会議により教育委員の皆様との情報共有を行いました。

報告は以上でございます。

石田教育長

只今、報告がありました。報告についてのご質問は何かございますでしょうか。

坂本委員

給食がぼちぼち始まると思うんですが、他市とかではパンとか、配膳を伴わないような給食が用意されると聞いているんですけども、川西はどういうふうにされているんですか。

石田教育長

簡易給食についてですね。志波課長、おられるかね。おられない。メニュー……。いけるの。

教育推進部副部長
(山戸)

給食に関しては、まず簡易給食ということで、個々包装、牛乳、パンとといったものでスタートします。それは1日目で、次のときからは、3日間ですけれども、個包装のパン、牛乳と汁ものを1品という形でいきます。汁ものにすると配膳が教師1人でできるので、そういったところを考慮しております。最終の金曜日になりましたら、一度ふだんの給食で行ってみようというような形で考えております。

石田教育長

初日が、たしかパン2つと牛乳だけなんです。結局不評なんですけれども、そうしないと渡せないということで。簡易給食の間はパンを渡せるので。4日間過ぎたら、今、副部長が言ったような形になります。だから、完全に元に戻るのには7月に入ってからになるかなというふうに今思っています。

坂本委員

割とパンだと、乳製品、卵の子、小麦の子が食べられないことが多いので、なかなかそこら辺の配慮も難しいなと思って見させてもらっていたんですけど。

石田教育長

担当課長に聞くと、パンはコストも高いんですよ。

坂本委員

うん。みたいですね。

石田教育長 非常に難しい。しかもおなかにもてへんから、留守家庭とか残る子はおやつを工夫するとかいうのを担当の参事とかは考えてもらっています。一応そういうことはあるかなと思います。ただ、配膳に注意をするということで、簡易給食で4日間は始めるという形になります。

坂本委員 分かりました。

石田教育長 ほか、何か質問ありますか。よろしいですか。
そしたら、活動について、それぞれ活動されたことについて、Zoomによる会議ということで教育委員としてはされているんですけども、ほかにもいろいろ情報提供いただいたりしたと思うので、何かご報告があれば。

坂本委員 先にいいですか。

5月30日に、「withコロナに向けた緊急Webシンポジウム」ということで、「～青少年と専門家が一緒に考える子どものストレス、ネット依存～」というシンポジウムをZoomで参加するという形で拝聴させてもらいました。

コロナの間にネットに触れる時間がすごく増えてしまって、やっぱり学校に行くよりもそっちのほうが楽しくつくられていたりとかするので、そこに依存する子が増えるんじゃないかという心配と、実際、高校生とか中学生とかも出ているんですけども、1日中ずっとユーチューブを見ているみたいなことも言っている子どもさんがいたりとかで。うちの子どももそうなんです。やっぱり見ていると次に何か通知が来るのでまた見てみたいな形で、だらだらと過ごしてしまうと、4時間を過ぎてくるとネット依存の危険性がすごく上がってくると言われているので、やっぱり危険にさらされているというところの心のケアというのがすごく大事やというふうに言われていました。

いろんなことよりもネットゲームが一番になってしまって、学校は楽しくなかったりするけれども部活は楽しい、じゃ学校へ行きますだったのが、部活自体がコロナの関係で縮小されてしまったり、中3の子とか高3の子とか最後の学年の子なんかはこの大会に出るために頑張ってきたというところで、その大会がないのでちょっとやる気がなくなってしまってしんどいとなってくると、もう学校に行く意味がないとなってしまう子が多くなるんじゃないかなということで、すごく心配されてました。

これは学校だけがするという話ではなくて、それこそ保護者もゲーム会社のほうも力を合わせていかないといけないので、やっぱり力を合わせる事がまず大事じゃないかなということをおっしゃっていたのが心に残りました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

前回ご紹介いただいた竹内先生とかが参加されているシンポジウムの後編のほうですね。

坂本委員

うん、そうです。

石田教育長

高校生とかね。

坂本委員

はい。

石田委員長

竹内先生、どこでしたか。兵庫県立大学……

坂本委員

県立大学ですね。

石田教育長

もともと大阪で生徒指導の教員をやっておられた方なんですけれども、非常に今、ネットのほうで話していて、ただ、あのデータを見ると、他の教育委員とも僕も何回か講演を聞いたことがあるんですけれども、非常に怖いです。非常に怖いデータやなと思いながら僕は見ているんですけれども、1回またそういう……。

川西にも何回か来ていただいて、PTCAフォーラムであるとか、東谷中にも1回来ていただいて講演をしてもらったことがありますけれども、非常にそういう点であります。

ただ、解決方法がなかなか見つからないというのが、問題提起にはなるんだけれども解決方法につながるころまではやっぱりいかないというのが事実という……。

坂本委員

でも、その話の中で、神大の精神科の曾良先生という方が、声かけ一つでやっぱり変わってくるというので、ネットはあかんで、あかんでと言っても子どもはなかなかそっちには向かないので、何か子どもに声をかけるかけ方を変えていくというスキルをまず親も持っておかないといけないね

みたいな話をされていて、まず知ることが大事やなと思ったんです。

石田教育長

なるほど。

個人的には、僕はやっぱりシステム自体が、今問題になっている女子プロレスラーの方のあれとか、ああいう匿名性の持つ何かマイナス面について、もうちょっと制約があってもいいんじゃないかなというのは個人的に思って。ゲームについても、途中で課金したりとか、非常に残虐なゲームを割と安易に子どもたちができる環境がどうなのかなという感じはしますけどね。

ありがとうございます。

治部委員

治部です。一言言わせてください。

ここ最近、学びの保障というキーワードを見聞きすることがすごく多いです。先ほどの大西部長のご報告にも学びの保障というキーワードがありましたし、そういう学びの保障というキーワードを考えると、やはりオンラインでの学業支援が、登校渋りのお子さんだったり不登校のお子さんの学びの機会になるんだろうななんて思って考えているんです。

それと同時に教育機会確保法みたいなキーワードも一緒に上がってきて、同じクラスにいる子どもたちが、学び方はそれぞれ違う、でもやっぱりどんな子も学んでいけるように配慮をしていくみたいなのが教育機会確保法の一つの考え方なんだろうと思いますし、中には、学校に行かないでも学びを保障するということが自体が教育機会確保法のコアな考え方なのかななんて考えていました。

それと同時に、先日、文科省の報告、動画が上がっていて、僕ちょっとタイトルを忘れちゃったんですけども、あれを見させていただきました。学業に関するキーワードは非常に多かったんですが、どちらかというところ非認知的な要素に対するキーワードが少し少なかったのかなと、個人的な感想としては思いました。なので、もし例えばオンラインとかで学びの保障が提供できたとしたら、今度は日にち的な部分はどうやって学びを保障していくんだろうななんていうのも考えながら過ごしていた次第です。

以上です。

石田教育長

重要な提案で、前からもお話ししていましたが、オルタナティブというんですか、学校教育以外の教育の受け方ということで。

ただ、これについては、私もオルタナティブスクールというのはこれから大事な要素になってくると思うんですけども、近隣の教育長とか学校

現場に聞くと、やっぱり半分分かるんだけど、半分はそれに拒否感を持つ現場の人も多いですね。学校教育で共に学ぶことの重要性を訴えられるとか、学校に来えへん子が多なるん違うかとかいう意見も結構根強いなと思います。

ただ、個人的には、学校に来られる子はいいですけども、なかなか集団生活というのは特異なものでもありますので、そういう子どもたちの学びを保障することも大事ななというふうに思います。

1人1台タブレットが入ってきて通信環境が整ったときに、何を学校教育が行ってどういうふうに補完するのかという重要な問題が見えてくるんじゃないかなと思うんです。

ほか、教育委員、よろしいですか。

佐々木委員

コロナの期間、治部委員と坂本委員と私でLINEのグループでいろいろ情報共有を図っていただいて、他の自治体のニュースとかも共有してもらって、今の学びの保障、機会確保のところ、何か九州のほうではオンラインは引き続き続ける自治体があったりだとかを聞いて、せっかく一歩前進というか、何か変わりかけていたのに、また元に戻ってしまうのか、それとも川西でも何か、要はコロナに関係なく、それこそ不登校のお子さんは授業をオンラインで見られれば参加できるし、インフルにしたって、元気だけでも学校に来られない、ああいったのも一挙に解決できるから、せっかくの機会を利用して前進する何かきっかけになればいいなと思っています。

以上です。

石田教育長

まさしくそのとおりで、うちもこうやってZoomでやっているの、各校に1台Zoomを配っているんですよ。その活用法になるんです。ただこれも、学校教育のいい意味でもあり悪い意味でもあるんですけども、持っていない子ども、つまり平等性を追求する学校長が結構多くて、僕は、それは運用の仕方変わるものやと思っているんです。そうしないと、タブレットを1台渡したって通信環境は家で違いますので、幾ら援助するといってもね。だから、やっぱりゼロ・100ではなくて、やりながら試行錯誤していかなあかんと思うんですけども、割とゼロ・100の考え方というのは強くて、だから、今Zoomの研修を学校現場でもやっているんですよ。どういう活用があるかを学校現場に考えてもらおうとしているんですけども、本格稼働はやっぱりタブレットが全員1台入ってからになるかなというのが一つです。今で言うたら、特別支援学級に在籍

している子なんかとどう連絡を取るのかというところの活用でちょっと模索しているかなという感じなんです。

それからもう一つは、休んでいる間に川西の教職員もコンテンツを作ったりしていたんです。ただ、やっぱり授業のノウハウとまた微妙に違うんですよ、当たり前やけど。結構悩んで作っているんですけども、それはそれでその技術が上がっていくことは大事なんです。そこに本当に労力を割いていくあれがあるのかどうかというところで、今ちょっと教育委員会の中で出ているのは、それやったらそれで、もう民間でそういうノウハウを持ったものをこっちに導入して、それを学校現場がうまく活用すれば、そっちのほうがウエートの置き方としては正解かなと、ゼロからそれぞれの自治体がつくるよりね。

坂本委員

県立高校がスタディサプリを全部入れていて。うちは市立の高校なんですけれども、全部授業をそれでするんじゃないくて、それを見てから授業で補足みたいな形の進め方をするので、時数が少なくても進むのは割と早そうなことを言っているんです。高校だからできるのかもしれないですけど。

石田教育長

まさしく、今言っておられたのを参考にして、ちょっと川西も入れようかなと。もともと、家で宿題をするんじゃないくて、家で予習して学校で復習をするという、そういうような学習の仕方もあるかなというふうに思います。ありがとうございました。

すみません。3分だけ休憩というか、1回切りますので。よろしいですか。

それでは、休憩します。

(休憩 午後2時31分、再開 午後2時34分)

石田教育長

それでは、再開いたします。

石田教育長

それでは、報告第13号「専決報告について(令和2年度一般会計補正予算(第3回)について)」であります。事務局から説明をお願いします。座ってどうぞ。

教育総務課長
(岸本)

ありがとうございます。

それでは、報告第13号「専決報告について(令和2年度一般会計補正予算(第3回)について)」をご説明申し上げます。

議案書 1 ページをお開きください。

本案は、令和 2 年度川西市一般会計予算のうち教育委員会関係予算について、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定により専決処理しましたので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正予算額の内容につきましては、議案書の 3 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、第 1 6 款 国庫補助金、第 2 項 国庫補助金、第 2 0 目 地方創生交付金、第 1 節 地方交付金、0 4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として 7,044 万 2,000 円を計上いたしております。

次に、第 2 3 款 市債、第 1 項 市債、第 1 0 目 教育費、第 1 0 節 教育費 4 8 川西南中学校グラウンド改修事業費市債として 7,300 万円を計上いたしております。

続きまして、歳出でございます。

第 1 0 款 教育費、第 1 項 教育振興費、第 3 目 学校教育推進費の 0 5 学校教育健康管理事業では、学校における集団感染リスクを避けるための消耗品を購入する経費として需用費で 7 4 万 4,000 円を、除菌電解水給水機の購入経費として備品購入費で 6 8 1 万 6,000 円を追加しようとするものでございます。次に、1 6 中学生学習支援事業では、コロナ禍での学校休業に伴って学習に不安や悩みを抱える中学生を対象に、市内の公民館でコーチングによる学習支援を行うための委託料として 6,000 万円を追加し、補正後の同項の額を 1 6 億 1,797 万 2,000 円にしようとするものでございます。

続きまして、第 6 項 施設費、第 1 目 施設費の 0 3 中学校施設維持管理事業では、中学校給食センター整備に伴い必要となる川西南中学校第 2 グラウンド内のサッカーコート、テニスコートの位置の変更、防球ネットやフェンスの増設など、グラウンド改修工事に係る費用として、工事請負費で 9,780 万 8,000 円を追加し、補正後における同項の額を 3 億 2,047 万 6,000 円にしようとするものでございます。

次に、第 7 項 生涯学習費、第 6 目 図書館費の 0 2 図書館運営事業では、新しい生活様式への対応として、利用者が来館することなく電子書籍を貸し出し、閲覧できるようにする電子図書館の導入費用といたしまして、委託料において 2 8 8 万 2,000 円を追加し、補正後の同項の額を 6 億 8 3 8 万 9,000 円にしようとするものでございます。

以上、川西市一般会計補正予算(第 3 回)についての説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

ちょっと補足を私のほうでさせていただきたいと思います。詳細はまた課長からあるかと思います。

まず一つが、川西南中のグラウンド改修、センターを造るということで、横長のカラー版のやつをちょっと見ていただけたらと思っています。補正予算として9,780万8,000円を追加するんやね。そういう形で、この図を参考にしてもらえたらと思っています。

以前ちょっとお話ししたかなと思いますけれども、8面あるテニスコートを4面に減らします。その代わりに、そのうちの1面をいわゆる芝の上に砂を入れるオムニコートに改修させていただくということです。

それから南中、坂本委員も知っておられると思うけれども、実はあれ、テニスコートと言うているけれども、本当はテニスコートじゃないんですよ。4面はテニスコートなんですけれども、4面はバレーコートの変形みたいなので、下が凸凹なんです。僕もテニスをするからよく分かるんです。それを本当にテニスコートとして使う、もう一回整備し直すという意味においては、面数は減りますけれども整備されます。サッカーについては、サッカーコートの大きさを整備し直すということで、今テニスコートがあるところをそういう形に整備するというです。また見ていただいたらと思います。

一応、担当課長のほうで南中学校のほうに行って子どもたちの意見を聞いたり、最終的にこういう形でやろうと思っているということは、南中学校の代表の子どもたちに、また課長のほうで報告はしています。いろんな意見が出ましたけれども、特に出ていたのが更衣室の改修とかトイレとか、大分古い更衣室であったので、そこら辺をきれいにするというようなことで話はしています。

坂本委員

第2グラウンドに入っていく久代浄水所の間砂利道がここに載っているんですけれども、側溝の蓋がなかったりあったりで、よくけがをされていたりするので、そこをしっかり直してもらえたらいいん違うかと思うんですけれども、そこら辺は……

石田教育長

コンクリートにするということで……

坂本委員

コンクリートにするということは、一緒にして下さるんでしょうね、きっと。

こども未来部長
(中西) はい。

石田教育長 すみません、一応そういう形。何か質問等ありますか。

坂本委員 うちとこの保育所とこども園は消耗品で買うということなんですけれども、何を使っておられるんですか。アルコールはなかなか手に入らないと思うんですけど。

石田教育長 増田課長、幼児教育施設での消毒作業というたら何を使っているんですか。

幼児教育保育課長
(増田) お子さんがいるときは、アルコール消毒液か次亜塩素酸水を使っております。お子さんがいらっしゃらないときは、併せて次亜塩素酸ナトリウムのほうも使っております。

石田教育長 一応そういう形で、量は少ないけれども供給できるということやね。確保できるということやね、そういう消耗品が。

幼児教育保育課長
(増田) 業者のほうから、今20リットル入りの大きな箱のアルコール消毒液もしくは次亜塩素酸水の供給を受けていますので、それで継続的に確保できるというふうに思っております。

石田教育長 分かりましたでしょうか。

坂本委員 はい、分かりました。

石田教育長 一応そういう形で消毒をしていただいているということです。この件はよろしいですか。
それで、3つ目がいわゆるコーチングによる学習支援ということで、ちょっと佐々木委員からも言いましたけれども、クーポンにすることはどうなのかということで、一応中学1年生から3年生までを対象に旧公民館を使ってということで、今、補助資料としてお渡しさせていただいたやつがそれなんです。
まだ詳細については決まっていません。一応今それを目にさせていただ

て、プロポーザルで業者を募って、週1回から2回ぐらいになるかなと思うんですけども、希望する生徒に学習のコーチングをしてもらう。つまり、学習自体は子どもたちが自分でやるんですけども、それをコーチングして教えていくというようなものをやろうかなというふうに、これは国からの補正予算を活用してということですよ。

ただ、正直言ってどれだけの生徒が参加するのかということとか、開催曜日、時間とかをいつにすればいいのかというようなことについては、ちょっとリサーチをかけないとあかんかなというふうに思っています。一応人数を絞らずに、希望する生徒には全員そのサービスが受けられるようにということ考えていますけれども、極端に言うと、4,000人おって4,000人受けてきたらちょっともたない話になるので、どれぐらいニーズがあるかということは事前に調べて、回数とかをしようかなと思っている事業ですよ。

今お渡ししたやつは基本的に内部資料ですので、まだ会議にかけずに担当のほうの原案ということで、まだまだ詰めなあかんところがあるかなというふうに思っています。プロポーザルなので、一応どんな工夫ができるかというようなことを提案いただいて、その中から業者を決めようかなというふうに思っています。9月から3月までというめどで考えています。何か質問等。

坂本委員

ここに来る子たちの、事前予約が要らないようになると思うんですけども、行き帰りとかの事故とか、何かに巻き込まれましたよとかいう保険はどのような形になるんですか。

石田教育長

保険をかけようとは思っているんですけども、どういう保険になるかはまだちょっと検討中です。学校で入っている日本スポーツ振興センターは使えないんです。

坂本委員

そうですね。

石田教育長

うん。だから、業者がそのノウハウを持っている場合もありますし、そこら辺は条件の中に入れるのかなということですよ。

基本的には、一旦帰って公民館に来ていただくのが一番いいんですけども、実際それがなかなか立地的にできないところもあるので、そこら辺もちょっと保護者とか学校と協議しながら、実際に活用しやすいような形で学習支援ができればなというふうに思っています。

ほか、何か。よろしいですか。

本当にどうなるか分からないんです。一応、それなりのノウハウを持った業者と担当で、こういうのができますよみたいな協議はいただいています。あちこちでそういうことをやっておられる、塾であったりとかテスト関係であったりとかNPOであるとか、いろんな施設があるので。ただ、その対象者がどれぐらいになるかによってちょっと変わるかなと思います。よろしいですか。

あと、電子図書館はよろしいですか。電子書籍のやつですね。

坂本委員 電子書籍で見られるのは、全部は無理やと思うんですけども、人気のあるコンテンツだけとかになるんですか。

石田教育長 たしか、この契約金の中には、そのシステムとともに30コンテンツやったかね。30やね。

教育推進部副部長
(岩脇) 300じゃないですか。

石田教育長 300ですか。

教育推進部副部長
(岩脇) 館長がいらっしゃる。

石田教育長 館長、映っているかどうか分からへんかった。

中央図書館長
(藤本) 購入するコンテンツですけども、300タイトルを予定しております。

石田教育長 それは、こちらから300タイトルを選べるというものではないんですか。

中央図書館長
(藤本) こちらで300タイトルを選びます。

石田教育長 そうですか。

坂本委員 それは更新されていくんですか。毎月これお願いしますみたいな形で流動的に変わっていくのか……。

石田教育長 それは多分無理でしょう。そやないと、いろいろ選べることになってしまふから。だから、あとはそのソフトを買っていかないとあかんという……。

坂本委員 なるほど。サブスクみたいな形ではなくて、コンテンツを買うという形なんですか。

石田教育長 中央図書館長、コンテンツを買うということやね。購入するということやね。

中央図書館長（藤本） コンテンツにつきましては、いわゆるライセンスを取得するという形になります。実際、使用回数によってそれ以上の使用ができなくなったりとか、2年間のライセンス取得ですとかいう形になります。ですから、1回購入したら、まず最後まで持っておけるというものではありません。

石田教育長 時間で契約するんやね。

佐々木委員 なるほど。上限が決まっているということですか、今言われていたのは。

石田教育長 いや、中央図書館長、コンテンツに上限が決まっているということじゃないですね。

中央図書館長（藤本） 上限といいますか、1つのコンテンツを購入しますと3つまで見られるとか5つまで見られるとか、それぞれのコンテンツによって決まっております。

石田教育長 300、当初ついているということやけれども、あとはコストとの兼ね合いやけれども、ほかにも必要なものがあれば予算計上して、そういうコンテンツを入れるというか、そういうことはできるわけですね。300以上に増やすことはできるんですね。

中央図書館長（藤本） 当初300を予定しておりますが、当然この後、順次必要に応じて増やしていく予定であります。

石田教育長 ということなんです。そういう時代が来るであろうし、昨日も常任委員会だったので、いろんなメリットがあると。例えば書籍の場所を取らないであるとか、図書館の業務もやし、読むほうにしてみても、どこでもタブレットとかがあればそこで見られるというような形なので、活用のメリットはあるかなと。ただ、対象ソフトがまだ数がそんなに多くないので、今後増えていくだろうけれどもというところはあるかなということです。

何かほかにありますか。

佐々木委員 すごく細かいことなんですけれども、その使い方なんです。例えば何かキーとか、暗証番号をもらって、2週間の間それが有効だけれども、2週間たったらその人はその番号じゃ見られなくなるとか、そういった仕組みなんですか。

石田教育長 館長、電子書籍の貸出しの仕組みというのはどうなるんですか。

中央図書館長
(藤本) 貸出しについてなんですけれども、まず、利用者の方にIDとパスワードを取得していただきます。そのID、パスワードを使っていただいて、まず本の検索をしていただく。その中からお借りになりたい本を選んでいただく。選んでいただきましたらば、貸出期間中は自由に見てもらうことが可能です。ただ、貸出期間を過ぎますと、その図書について見るができなくなるという形になります。

石田教育長 だから、返却作業も、返せへんからといって返してくれ返してくれと言わなくても、ぱしゃっと終わるので、そういう側面も事務上楽であろうということです。これから考えていくときに必要な、もちろん僕なんかも本のほうが好きなんですけれども、そういう世代も増えてくるだろうし、いろいろハンディキャップを持った方が購入することもあるかなと思います。

坂本委員 音声読み上げソフトみたいなとかはついていないんですか。

石田教育長 音声読み上げソフトみたいなついているんですか。

中央図書館長
(藤本) 読み上げソフトもついております。また、文字を大きくしたりとか、そういう機能もございますので、障害者の方の読書支援にもつながると考えております。

石田教育長 ということです。よろしいでしょうか。

坂本委員 はい、ありがとうございます。

石田教育長 それでは、お諮りします。報告第13号につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 それでは、ご異議なしと認めます。よって、報告第13号につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第5、報告第14号「専決報告について(社会教育委員の委嘱について)」であります。事務局から説明をお願いします。

社会教育課長 (田中) それでは、報告第14号「社会教育委員の委嘱について」ご報告いたします。

議案書4ページから6ページをご覧ください。

議案書6ページに載せております1名を社会教育委員に委嘱するについて、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めようとするものでございます。

本報告は、令和2年3月31日で任期満了した社会教育委員のうち、9名については先月の定例教育委員会でご承認いただいたところですが、調整中とご報告しておりました1名につきまして委嘱する必要があるためでございます。

今回は、学識経験者1名について報告するものでございます。

なお、任期は令和2年6月1日から令和4年5月31日までであります。

説明は以上でございます。よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。何かご質問ありますでしょうか。

前回ちょっとお話ししましたが、一つは学校運営協議会みたいなものについて掘り下げて話をしてもらおうというのと、もう一つはレフネックです。生涯学習短期大学について、ちょっとやり方を考えていこうと

ということで、生涯学習短期大学のほうの知見を持った方ということで、実は、私に通っています兵教大の先生からご紹介をいただきまして、そういう造詣の深い方がおられないかなということで、箕面のそういう部長をされていたということなので、また社会教育の造詣が深いという、大阪府の社会教育委員もされていた方だったので、照会させていただいたら快諾をいただいたということです。よろしいでしょうか。

実働は、ただ今年度どうなるかはちょっと難しいかなと思います。

課長、ありがとうございました。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。報告第14号「社会教育委員の委嘱について」につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第14号につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第6、報告第15号「専決報告について(川西市立幼稚園規則及び川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について)」であります。事務局から説明をお願いします。

幼児教育保育課長
(増田) それでは、報告第15号「専決報告について」ご報告申し上げます。恐れ入りますが、議案書の7ページをお開き願います。

川西市立幼稚園規則及び川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定につきましては、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

8ページをご覧ください。

今回の専決理由ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、小・中・特別支援学校及び市立幼稚園、認定こども園は4月7日から5月31日までを臨時休業としました。長期にわたる臨時休業により制約を受けた子どもたちに教育・保育の機会を保障するためには、夏季休業日を短縮することが不可欠であると判断いたしました。これをできる限り早い時

期に決定し、円滑な学級運営及び保護者への周知を図る必要があったため、本規則を制定することにつきまして専決処理したものでございます。

9ページをご覧ください。改正規則案を掲載しております。

改正する規則の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

10ページをご覧ください。

今回の規則改正は、新型コロナウイルスの影響による特例措置であるため、全ての改正項目について、令和2年度における特例措置を付則に設ける形を取っております。

幼稚園規則新旧対照表の改正後(案)をご覧ください。

付則第4項を新たに設け、現行の夏季休業日「7月21日から8月31日まで」を、令和2年度は「8月1日から8月31日まで」といたしました。この改正により、例年と比べ夏季休業日は11日間の短縮となります。

次に、小・中・特別支援学校新旧対照表の改正後(案)をご覧ください。

付則第3項を新たに設け、現行の第1学期「4月1日から7月31日まで」を令和2年度は「4月1日から8月16日まで」と、現行の第2学期「8月1日から12月31日まで」を令和2年度は「8月17日から12月31日まで」といたしました。

また、付則第4項を新たに設け、現行の夏季休業日「7月21日から8月26日まで」を令和2年度は「8月8日から8月16日まで」といたしました。

これらの改正により、例年と比べ夏季休業日は28日間の短縮となります。

規則の改正箇所は以上となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。ただいまの説明について質疑、ご意見はございますか。一応、協議会で一度お諮りはさせていただいたかなというふうに思っています。

阪神間は8月1日から夏季休業を取る学校が多かったんですけども、兵庫県内で見ると圧倒的に8日から16日が多いということと、川西市はさっきも言いましたように4段階という割と慎重に再開していますので、1週ちょっと短くなるのはやむを得ないかなというふうに思っています。

何か質問等あれば。

坂本委員

エアコンがどの学校にもついているのでよかったなと思っているんですけども、電気代とかがすごくかかってくると思うんです。そこら辺の予

算とかはちゃんと余裕を持ってつけておられるんですか。

石田教育長 予算計上はしていないけれども、どうなるの、これ。

教育総務課長 (岸本) もともとは想定していないんですけれども、必要であれば補正予算で計上していく方向になるかと思います。

石田教育長 ということで、今回もそうなんですけれども、エアコンをかけておっても定期的に窓を開けなあかんでしょう。

坂本委員 そうなんですよ。

石田教育長 換気せなあかんで。そういう面でいってもなかなか効率は難しいかなと。

それから、帰るときぐらいに暑くなっているとあれなので、小学生の低学年なんかはちょっと教員が引率して帰るような形も考えていかなあかかなと。暑さの程度によるんですけれども、というふうに考えております。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。報告第15号「専決報告について(川西市立幼稚園規則及び川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について)」について、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第15号につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第7、報告第16号「専決報告について(川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について)」であります。事務局から説明をお願いします。

教育推進部参事 (釜本) それでは、報告第16号「専決報告について」説明申し上げます。議案書の11ページをお開き願います。

川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則を制定することを市長に申出することにつきましては、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の専決理由でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、小・中・特別支援学校及び市立幼稚園、認定こども園は4月7日から5月31日までを臨時休業といたしました。長期にわたる臨時休業により制約を受けた子どもたちに教育・保育の機会を保障するためには、夏季休業日を短縮し、それに伴う留守家庭児童育成クラブの閉所日を変更することが不可欠であると判断いたしました。これらをできる限り早い時期に決定し、円滑な学級運営及び保護者への周知を図る必要があったため、本規則を制定することを市長に申出することにつきまして専決処理したものでございます。

改正する規則の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

14ページをお開きください。

今回の規則改正は、新型コロナウイルスの影響を受ける特例措置であるため、全ての改正項目について、令和2年度における特例措置を付則に設ける形を取っております。

留守家庭児童育成クラブ規則新旧対照表の改正後(案)をご覧ください。

付則第2項を新たに設け、現行の休所日「8月11日から8月17日まで」を令和2年度におきましては「8月10日から8月16日まで」といたしました。この改正により、小学校の夏季休業最終日と留守家庭児童育成クラブの夏季休所最終日が共に8月16日となります。

次に、認定こども園規則新旧対照表の改正後(案)をご覧ください。

付則第3項を新たに設け、現行の夏季休業日「7月21日から8月31日まで」を令和2年度は「8月1日から8月31日まで」といたしました。この改正により、例年と比べ夏季休業日は11日間の短縮となります。

規則の改正箇所は以上となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。ただいまの説明について質疑、ご意見等はございませんか。

小学校の夏季休業がずれることによって、もともと留守家庭の休所日というのは決まっていたんですけれども、それを学校に合わせる形に1日ずらしたということです。

すみません、これについては協議会でかけられてなくて申し訳なかったんですけども、専決とさせていただいて、学校の運営に合わせるような形にさせていただきました。

よろしいでしょうか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。報告第16号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第16号については、承認されました。

石田教育長 1分間だけ休憩します。1分したら、木山所長、よろしくお願いします。

(休憩 午後3時08分、再開 午後3時10分)

石田教育長 それでは、再開いたします。

石田教育長 次に、日程第8、諸報告についてであります。事務局から説明をお願いします。

こども・若者ステーション所長
兼青少年センター所長
(木山) それでは、「川西市地域子育て支援拠点(明峰・清和台中学校区)運営事業委託に係る公募型プロポーザルの審査結果について」ご報告させていただきます。

明峰中学校区、清和台中学校区のいずれのプロポーザルについても、令和2年5月8日を参加申込期限とし、参加事業者に対する書類審査と5月18日に実施したプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、委託候補者を選定しました。

諸報告資料の1ページをご覧ください。

清和台中学校区については、学校法人森友学園、NPO法人育ちあいサポートブーケ、社会福祉法人和の会の3事業者から参加申込みがあり、社会福祉法人和の会が第1位優先交渉事業者となりました。同法人は、市内で小規模保育事業所を運営しており、提案された事業計画や子育て世代のアクセスのよさ、経費などが高評価につながりました。

次に、資料2ページをご覧ください。

明峰中学校区については、マノカルダ株式会社と学校法人森友学園の2事業者の参加申込みがあり、厳正な審査の結果、学校法人森友学園が第1位優先交渉事業者となりました。同法人は、市内で幼稚園、保育所、認定こども園の運営実績を有しており、提案された事業計画や運営体制などが総合的に高い評価となりました。

選定された事業者による委託運営については令和3年4月からとなりますが、今年度中に各事業者に開設に向けて準備していただき、その費用の一部は補助金の対象となっています。

今回、明峰中学校区と清和台中学区に常設の地域子育て支援拠点を開設することで、市子ども・子育て計画に掲げた「地域子育て支援拠点を全中学校区に設置する」という目標を達成することとなり、子育て世代が身近な場所で交流や相談、情報収集できる環境が整うこととなります。

今後、こども・若者ステーションでは、各事業者としっかり連携を取りながら、地域子育て支援拠点間の情報共有と質の向上に努めてまいります。以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。何かご質問、ご意見等ございますか。明峰中学校区と清和台中学校、それぞれにプロポーザルで決まったということの報告です。よろしいですか。

坂本委員 明峰地区はあそこでしたね。ちょっと場所……

石田教育長 明峰中学校区の事業場所はどこでしたか。

こども・若者ステーション所長
兼青少年センター所長
(木山) 場所のほうについてでございますけれども、川西市萩原台西3丁目1番地でございます萩原壱番館の中でございます。以上でございます。

石田教育長 以前お聞きになっていた、ちょっと分かりにくいというか、あれと違うかということです。そこら辺も工夫していただきながら、やっていただけたらなと思います。
ほか、何かご質問ございますか。よろしいですか。

石田教育長 以上で本日の議事は全て終わりました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、7月16日(木)午後2時から庁議室におい

て開会の予定です。

石田教育長

これもちまして、第10回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。

[閉会 午後3時14分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和2年7月16日

署名委員